



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年1月13日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	「高アンモニア血症」のみに 対してリフキシマ錠の投与は 原則、認められない。	リフキシマ錠の適応は、「肝硬変を基盤とした肝性脳症」であり、「肝性脳症における高アンモニア血症の改善」である。 アンモニアは肝性脳症の原因の一つであるが、これが上昇する病態は他にもあり、またアンモニアが低値であっても肝性脳症の除外は出来ない。(「アンモニア高値 ≠ 肝性脳症」) したがって、まず肝性脳症の確定診断が必要であること、それには肝性脳症を疑わせる臨床所見があること、肝性脳症を来す背景としての肝疾患(肝硬変、門脈圧亢進症、肝性脳症を来す誘因の検索)があること、症状の持続・再発を確認することが求められる。 以上のことから、「高アンモニア血症」とともに「肝性脳症」、「非代償性肝硬変」等の傷病名が必要であり、「高アンモニア血症」のみに対してリフキシマ錠の投与は原則、認めないと判断した。	適用診療月 令和8年4月1日

2	脳梗塞に対して t-PA 療法実施でのA205 救急医療管理加算1の算定は原則、認められる。	<p>t-PA療法を実施する脳梗塞の救急患者には、「静注血栓溶解(rt-PA)療法(適正治療指針 第3版)」にも記載されているように緊急の対応が求められており、また高度の意識障害を来しているような広範な梗塞では、むしろ適応外となる可能性が高いと思われる。</p> <p>したがって、t-PA療法を実施する脳梗塞の救急患者に対しては、意識状態(JCS)の程度に関らず「救急医療管理加算1」の算定は原則、認められるものと判断した。</p>	適用診療月 令和8年4月1日
3	自閉症スペクトラム障害(ASD)に対するインチニブ錠の投与については原則として認められない。	<p>「自閉症スペクトラム症(ASD)と注意欠如・多動症(ADHD)」、「限局性学習症(LD)と自閉症スペクトラム症(ASD)」など特性を重ねて持つ人も多くそれぞれの障害を明確に分けて診断することは困難であるが、インチニブ錠の適応上、患者の状態を区別する必要があり、それぞれの傷病名が必要であることから、原則として認められないと判断した。</p>	適用診療月 令和8年4月1日
4	単なるアレルギー性鼻炎に対するミティキュアダニ舌下錠の投与については、原則として認められる。	<p>アレルギー性鼻炎の免疫療法は、原因アレルゲンを少量ずつ体内に投与して慣れさせることで、根本的な体質改善を目指す治療法である。「舌下免疫療法」は、ダニアレルギーによるアレルギー性鼻炎と確定診断された患者が対象となっているが、主治医が臨床的にダニアレルギーによるアレルギー性鼻炎と診断しミティキュアダニ舌下錠の投与を行い免疫療法を行っていると判断することが出来る。このことから、単なるアレルギー性鼻炎に対するミティキュアダニ舌下錠の投与は、原則として認められると判断した。</p>	適用診療月 令和8年4月1日
5	中枢性思春期早発症に対して D009 AFPの算定は原則として認められない。	<p>AFP(腫瘍マーカー)の算定については、中枢性思春期早発症に係る絨毛性腫瘍等の除外診断のために行うことはあるが、腫瘍マーカーの検査の意義からみて当該傷病名のない算定は原則として認められないと判断した。</p>	適用診療月 令和8年4月1日

6	膀胱炎に対する初診時の残尿測定検査(超音波によるもの)D216-2の算定は、原則として認められない。	残尿測定検査は、排尿後も膀胱に尿がどれくらい残っているかを調べる検査で主に超音波検査(エコー)が使われる。残尿測定検査は、前立腺肥大症や過活動膀胱などの診断に用いられ、膀胱機能や下部尿路の状態を評価することが目的である。このことから、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和8年4月1日
---	--	--	-------------------

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

- ・ 内科審査室内科審査課 藤井 (TEL:082-576-7780)
- ・ 外科審査室混合審査課 山崎 (TEL:082-576-8156)